桐生市の都市計画２０２６

（基準日：令和 8 年 3 月 31 日）

令和８年１０月　桐生市都市整備部都市計画課

目次

１　桐生市の概要

桐生市の沿革 …… 1

桐生市の現況 …… 1

２　都市計画の概要

都市計画の意義 …… 2

都市計画区域 …… 2

桐生市都市計画マスタープラン …… 2

３　土地利用計画

区域区分 …… 5

用途地域 …… 6

特別用途地区 …… 11

防火地域及び準防火地域 …… 11

風致地区 …… 12

特別緑地保全地区(旧緑地保全地区) …… 12

伝統的建造物群保存地区 …… 13

４　都市施設

都市計画道路 …… 14

都市高速鉄道 …… 16

都市計画駐車場 …… 17

都市計画公園及び緑地 …… 17

下水道 …… 21

ごみ処理場 …… 24

５　市街地開発事業

土地区画整理事業 …… 25

６　地区計画 …… 26

７　都市計画審議会の開催状況 …… 27

1　桐生市の概要

＊桐生市の沿革

桐生市は、関東平野の北にあって、赤城山麓などに広がる広大な森林と渡良瀬川や桐生川など数多くの河川が流れる豊かな自然に囲まれた市街地によって形成されています。

桐生の歴史は遠く古代にその端緒を発していますが、桐生の名が史上に現れたのは、中世鎌倉時代の初期です。徳川時代には天領、館林領、旗本領、大名領等に分割されて領主の変遷をみました。明治維新になって岩鼻県に属し、明治 5 年に栃木県、そして同 9 年に群馬県の管轄となりました。明治 17 年 7 月に桐生新町は安楽土村、下久方村を合併、明治 22 年 4 月 1 日の市町村制の実施に伴い、新たに新宿村を合併し桐生町となり、幾多の変遷を経て、大正 10 年 3 月 1 日に市制を施行しました。（全国では 84 番目、群馬県では 3 番目の施行でした。）以来境野・広沢村を合併、商工業の発展と共に梅田、相生、川内の 3 村を、さらに山田郡毛里田村吉沢の一部、栃木県足利郡菱村、同安蘇郡田沼町の一部の合併が相次いで行われました。最近では、平成 17 年 6 月に旧勢多郡新里村・黒保根村と合併し、現在に至っています。

＊桐生市の現況

桐生市は、群馬県の東南部に位置し、東京とは直線距離で約 90 ㎞、東武鉄道で浅草と約 1 時間 40 分で結ばれ、古くから織物のまちとして発展し、現在も織物産業の繁栄を伝える町並みが残り、天満宮地区と本町一、二丁目は国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。

本市の市制施行時の面積は約 12 ㎢、人口は 43,000 人でしたが、その後 10 回にわたる合併で、現在は面積 274.45 ㎢、人口 98,664 人（住民基本台帳・外国人登録人口）となっています。本市の人口は、昭和 50 年をピークに減少が始まり、今後も人口減少・少子高齢化が見込まれています。

桐生地区は、市街地大半を山地に囲まれて平地が少ないという地理条件の中で、渡良瀬川と桐生川の扇状地に市街化が進み、中心市街地の地価が上昇しました。現在は、車社会の発展も影響して、地価の安い郊外へと人口が流出し人口密度の低下が進行しています。新里地区は農地が多く地価が安いことから、点在的に宅地化が進行しています。黒保根地区は、山間部のため可住地が少なく高齢化や過疎化が進行しています。このような状況下においても、持続可能な都市を形成するため、コンパクトなまちづくりを進めています。

桐生市の市域及び人口

行政区域

	S60年	H2年	H7年	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年	R7 年	R8 年
面積（㎢）	131.93	137.47	137.47	137.47	274.57	274.57	274.45	274.45	274.45	274.45
人口（人）	131,267	126,446	120,377	115,434	128,037	121,704	114,714	106,445	97,127	98,664

人口集中地区（DID区域）

	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年	R7 年
面積（㎢）	17.2	18.5	19.6	21.4	22.9	22.8	22.7	22.7	22.62	22.52	21.23
人口（人）	95,880	96,169	94,596	95,125	93,858	88,575	83,172	78,684	73,816	67,731	60,599
人口密度（1㎢当たり）	5,574	5,198	4,826	4,445	4,098	3,884	3,663	3,466	3,263	3,007	2,854

※人口、人口集中地区は国勢調査による。（令和 8 年は住民基本台帳）

2　都市計画の概要

＊都市計画の意義

都市計画は健康で文化的な都市生活、及び機能的な都市活動を確保することを目的として、
＊土地の合理的活用を図る土地利用
＊都市において必要な都市施設
＊市街地の一体的な開発、整備
を目的とする市街地開発事業に関して定められた計画、及びそれを担保するための規制（制限）から成り立っています。

＊都市計画区域

都市計画区域は都市計画を策定する基本となる区域であり、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域について県知事が指定するものです。

本市では、桐生地域の全域に「桐生都市計画区域」、新里地域の全域に「新里都市計画区域」が指定されており、黒保根地域は都市計画区域外となっています。

桐生都市計画区域

決定・年月日	告　示　等	面積 ha	摘　要
昭和 9.12.21 都市計画決定	内務省告示第　637 号	4,195	桐生市（旧境野村を含む）広沢村、相生村及び笠懸村阿左美
昭和 31. 5. 9 変　更	建設省告示第　842 号	11,321	梅田村、川内村の合併により変更 （昭和 29.10. 1 合併）
昭和 34.12.24 変　更	建設省告示第 2,565 号	13,517	菱村の合併により変更 （昭和 34. 1.10 合併）
昭和 48.10.31 変　更	群馬県公告	13,193	笠懸都市計画区域決定のため、笠懸村阿左美を除き、桐生市の行政区域全域に区域変更
平成元.11.10 変　更		13,747	基本測量関係事項公告「全国都道府県市町村別面積調」

新里都市計画区域

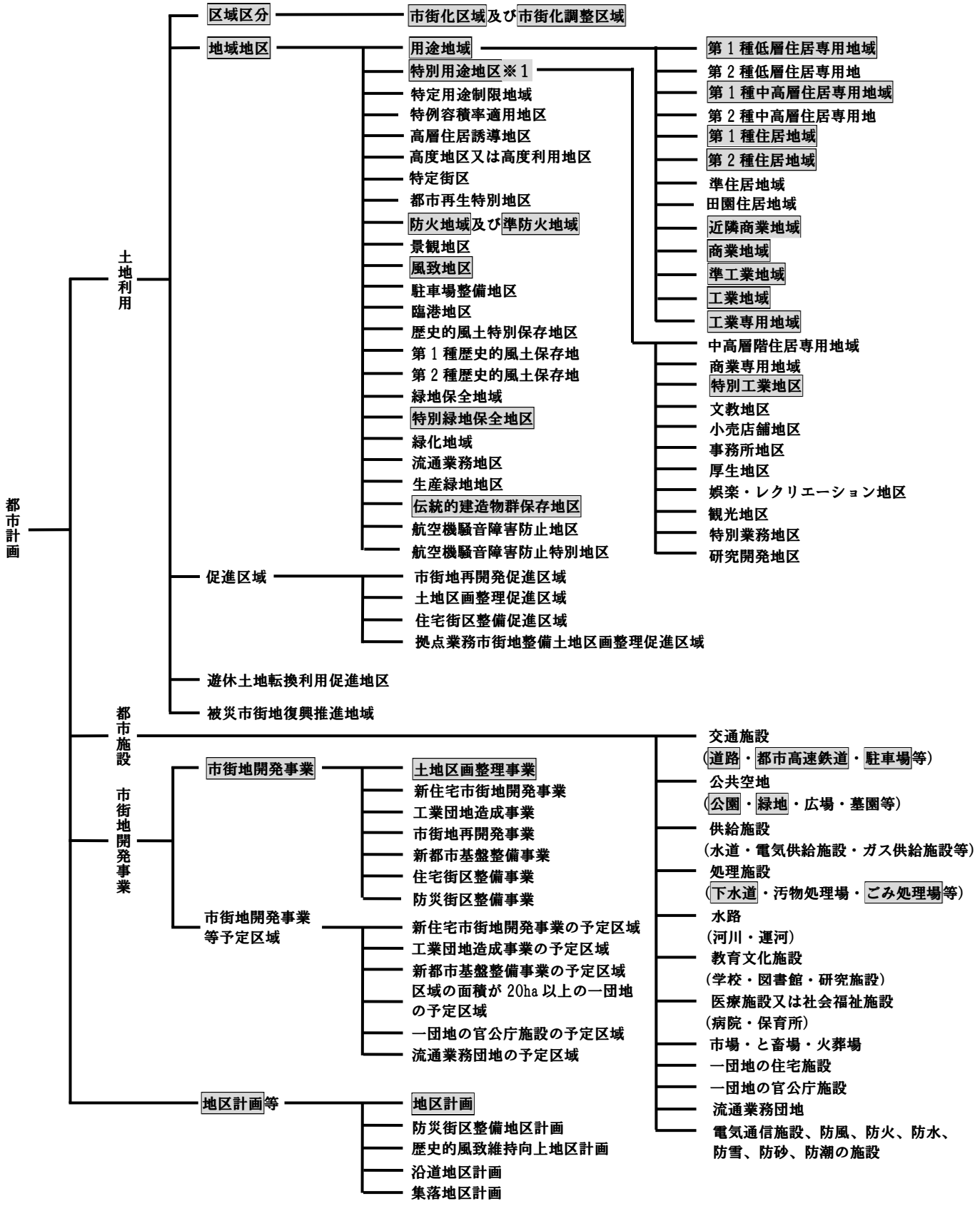
決定・年月日	公　告	面積 ha	摘　要
昭和 49. 6. 1 都市計画決定	群馬県公告	3,560	新里村全域
昭和 63.11. 1 変　更	群馬県公告	3,560	隣接町村との境界変更による都市計画区域の変更

＊桐生市都市計画マスタープラン

都市の将来像やまちづくりの基本方針を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの考え方を示す、本市の都市計画の総合的な指針となるものです。本市では平成 11 年 3 月に策定、平成 21 年 10 月、令和 2 年 4 月に改定を行いました。

＊都市計画の内容

■は現在桐生市において決定されているものを示しています。



※1　特別用途地区については、名称、種類、目的を条例で定めることができます。記載の内容は 1998 年の法改正以前に示されていた 11 類型を参考として表示しています。

＊都市計画決定一覧

				桐生都市計画区域	新里都市計画区域	黒保根町
市街化区域及び市街化調整区域				○	（非線引き）	都市計画区域外のため全て指定なし
地域地区	用途地域	第一種低層住居専用地域		○		
		第二種低層住居専用地域				
		第一種中高層住居専用地域		○		
		第二種中高層住居専用地域				
		第一種住居地域		○		
		第二種住居地域		○		
		準住居地域				
		田園住居地域				
		近隣商業地域		○		
		商業地域		○		
		準工業地域		○		
		工業地域		○		
		工業専用地域		○		
	特別用途地区			○		
	特定用途制限地域					
	防火地域・準防火地域			○		
	風致地区			○		
	特別緑地保全地区			○		
	伝統的建造物群保存地区			○		
都市施設	道路（交通広場を含む）			○		
	都市高速鉄道			○		
	駐車場			○		
	自動車ターミナル					
	公園	街区公園		○		
		近隣公園		○		
		地区公園		○		
		総合公園		○		
		運動公園				
		特殊公園	風致公園	○		
			動・植物・歴史公園	○		
	緑地			○		
	供給施設					
	下水道			○		
	汚物処理場					
	ごみ焼却場					
	ごみ処理場				○	
	市場					
	火葬場					
※1	土地区画整理事業			○		
※2	地区計画			○	○	

※1:市街地開発事業
※2:地区計画等

3　土地利用計画

＊区域区分

桐生都市計画区域については、無秩序な市街化を防止し、健全で秩序ある都市へ誘導するため都市計画法による区域区分が定められており、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。新里都市計画区域については、区域区分は定められておらず用途地域の指定もありません。

1 市街化区域

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発整備する区域で、具体的には既に市街地が形成されている区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

2 市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域で、一定規模以上の計画的開発を除き開発行為は許可されません。

市街化区域及び市街化調整区域面積　（単位 ha）

決定・変更年月日	告　　示	市街化区域	市街化調整区域
昭和 48.12.20	群馬県告示第 776 号	2,660	10,533
昭和 54.12.28	群馬県告示第 988 号	2,934	10,259
昭和 60. 3.30	群馬県告示第 241 号	2,935	10,258
平成　3. 2.28	群馬県告示第 157 号	2,935	10,812
平成　6.12.16	群馬県告示第 718 号	2,962	10,785
平成 11. 8.24	群馬県告示第 490 号	3,022	10,725
平成 27. 5.22	群馬県告示第 157 号	3,034	10,713
令和　2.12.25	群馬県告示第 346 号	3,034 (※)	10,713 (※)

（※）面積変更なし

＊用途地域

都市計画法第 8 条では、都市地域の土地利用に計画性を与えるために用途地域などの地域地区を定めています。用途地域は都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度で 13 種類があります。
※桐生市で設定している用途地域には、地域の名称の後ろに括弧書きで建ぺい率・容積率等を記載しています。

1 第一種低層住居専用地域（建ぺい率 40%、容積率 80%、高さ制限 10m）

低層宅地としての良好な環境を保護するための地域です。建築物の高さの限度は 10m とされており、北側の隣地の斜線制限を超えて建築することはできません。また、原則として商業施設、工場等も建設できませんが、一定規模(50 ㎡)以下の兼用住宅、公衆浴場、小・中学校、小規模な郵便局、神社、寺院、教会などは建てられます。

2 第二種低層住居専用地域

良好な住環境を保護するための地域です。第一種低層住居専用地域で建てられる建築物の他にパン屋、米屋、菓子店、建具店、自転車店等の騒音、振動、臭気の少ないサービス業用店舗で作業場の床面積が 150 ㎡まで、かつ 2 階以下の建物。原動機の制限があります。桐生市に指定はありません。

3 第一種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）

良好な住環境を保護するための地域ですが、高層建物も居住用であれば建設できます。第二種低層住居専用地域で建てられる建築物に加えて飲食店、銀行の支店、物品販売店舗等のサービス業用店舗が建築可能です。また、大学、専門学校、病院も建てられます。ただし、作業場の床面積が 500 ㎡までで、かつ2階以下の建物に限定されます。

4 第二種中高層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域で建てられる建築物に加えて 1,500 ㎡までの店舗、事務所が2階以下に限定されて建築可能となります。また、火薬、石油、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量の非常に少ない施設ならば建築可能になります。 桐生市に指定はありません。

5 第一種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）

3,000 ㎡を超える店舗、事務所、ホテルは建てられません。また、劇場、映画館、キャバレー、カラオケボックスは建てられません。ただし、危険性や環境を悪化させる恐れの非常に少ない工場ならば建てられます。

6 第二種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）

店舗、事務所、ホテル、旅館、公共施設は建てられます。また、劇場、映画館、キャバレーは建てられません。危険性や環境を悪化させる恐れの非常に少ない工場、火薬、石油、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量の非常に少ない施設ならば建築可能となります。

7 準住居地域

キャバレー、客席 200 ㎡以上の劇場、映画館等は建てられません。また、150 ㎡以下の自動車修理工場（原動機の制限あり）、危険性や環境を悪化させる恐れの非常に少ない工場、火薬、石油、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量の非常に少ない施設ならば建築可能となります。桐生市に指定はありません。

8 近隣商業地域（建ぺい率 80%、容積率 200%（※桐生駅周辺地区地区計画区域 300%））

近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主とした商業やその他の業務の利便を増すための地域に指定されます。また、住宅地に接する商業地で周辺の住宅地の環境を保護する必要がある区域に定められます。この地域では一定規模以下の劇場、映画館は許容されますが、一定規模以上の工場や、風俗営業にかかる用途の建築物、個室付浴場に類する一定の用途の建築物などは建てられません。

9 商業地域（建ぺい率 80%、容積率 400%）

商業等の業務の利便を増進するために定められた地域で、銀行、百貨店、飲食店などほとんど何でも建てられます。ただし、商業地としての環境を損なう恐れのある工場などは制限されます。

10 準工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）

工業地で住宅等の混在を排除することが困難又は不適当な地区のうち、環境の悪化をもたらす恐れの無い工業の利便を増すための地域です。特に公害発生の恐れのある工場や火薬などの危険物の製造工場や貯蔵施設、個室付浴場に類する一定の用途の建築物などは建てられません。

11 工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）

工業の利便を増進させるための地域で、準工業地域では建てられないような工場も建てられます。また、住宅、店舗、娯楽施設は建てられますが、ホテル、キャバレー、映画館、学校、病院、個室付浴場に類する一定の用途の建物は建てられません。

12 工業専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）

専ら工業の利便を増進する地域であり、工業地域より更に工業地として土地利用の純化を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、店舗、娯楽施設等の一定の用途の建物は建てられません。

13 田園住居地域

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅にかかる良好な住居の環境を保護するための地域です。第一種低層住居専用地域に建てられる建築物に加え、農業用施設の建築が可能です。桐生市に指定はありません。

※なお、市内における用途地域が設定されていない地域の建ぺい率、容積率は次のとおりです。

・市街化調整区域（建ぺい率 70%、容積率 200%）（桐生都市計画区域）
・用途無指定地域（建ぺい率 70%、容積率 400%）（新里都市計画区域）

＊用途地域内の建物の用途制限

（桐生市で決定されている用途のみを表示）	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	白地地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○		○
兼用住宅で非住居部分の床面積 50 ㎡以下かつ、延べ面積の 1/2 未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○		○
店舗等の床面積が 150 ㎡以下のもの		1	○	○	○	○	○	○	12	○
店舗等の床面積が 150 ㎡を超え 500 ㎡以下のもの		1	○	○	○	○	○	○	12	○
店舗等の床面積が 500 ㎡を超え 1,500 ㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	12	○
店舗等の床面積が 1,500 ㎡を超え 3,000 ㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	12	○
店舗等の床面積が 3,000 ㎡を超えるもの				○	○	○	○	○	12	○
店舗等の床面積が 10,000 ㎡を超えるもの					○	○	○			
事務所等の床面積が 150 ㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が 150 ㎡を超え 500 ㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が 500 ㎡を超え 1,500 ㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が 1,500 ㎡を超え 3,000 ㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が 3,000 ㎡を超えるもの				○	○	○	○	○	○	○
展示場				○	○	○	○	○	○	○
ホテル、旅館			2	○	○	○	○			○
ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場			2	○	○	○	○	○		○
カラオケボックス等				○	○	○	○	○	○	○
劇場、映画館、演芸場、観覧場					○	○	○			○
バー、キャバレー						○	○			○
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○			○
大学、高等専門学校、専修学校		○	○	○	○	○	○			○
図書館、博物館	○	○	○	○	○	○	○	○		○
巡査派出所、公衆電話所、一定規模以下の郵便局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神社、寺院、教会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病院		○	○	○	○	○	○			○
養老院、託児所、公衆浴場、診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等　※保育所は建築可能	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○
老人福祉センター、児童厚生施設等	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車教習所			2	○	○	○	○	○	○	○
単独車庫（附属車庫を除く）		5	5	5	○	○	○	○	○	○
建築物附属車庫（建築物の延面積の 1/2 以下かつ備考欄）	6	7	8	8	○	○	○	○	○	○
倉庫業倉庫				○	○	○	○	○	○	○
畜舎（15 ㎡を超えるもの）			2	○	○	○	○	○	○	○
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子店、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積の合計が 50 ㎡以下		9	○	○	○	○	○	○	○	○

（桐生市で決定されている用途のみを表示）	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	白地地域
危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場			10	10	11	11	○	○	○	○
危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場						11	○	○	○	○
危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場							○	○	○	○
危険性や環境を悪化させる恐れがある工場								○	○	○
自動車修理工場			10	10	11	11	○	○	○	○
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設			2	○	○	○	○	○	○	○
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設					○	○	○	○	○	○
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設							○	○	○	○
火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が多い施設								○	○	○
卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場	都市計画区域内においては都市計画決定が必要									

○印は建てられる用途　　無印は建てられない用途

1…日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、建具屋、物品販売、飲食店、損保代理店、銀行支店等のサービス業用店舗のみ建築可能。ただし、2 階以下。

2…3,000 ㎡以下

3…客席 200 ㎡未満

4…600 ㎡以下

5…300 ㎡以下、2 階以下

6…建物の延べ面積の 1/2 以下、かつ 600 ㎡以下、かつ 1 階以下

7…建物の延べ面積の 1/2 以下、かつ 3,000 ㎡以下、かつ 1 階以下

8…2 階以下

9…2 階以下、原動機の制限あり

10…原動機の制限あり、作業場の床面積 50 ㎡以下

11…原動機の制限あり、作業場の床面積 150 ㎡以下

12…物品販売店舗、飲食店を除く

＊用途地域　　（単位 ha）

決定・変更 年 月 日	告　　示	第1種住居専用地域	第2種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	合計
昭和 16. 5. 1	内務省告示第　232 号			924		98		636	1,658
昭和 26. 3 14	建設省告示第　116 号			924		98	255	636	1,913
昭和 31. 7.17	建設省告示第 1,096 号			1,056		159	795	35	2,045
昭和 35. 6. 2	建設省告示第 1,052 号			1,047		108	840	95	2,090
昭和 38. 7.16	建設省告示第 1,653 号			1,034		108	853	95	2,090
昭和 41. 7.28	建設省告示第 2,390 号			1,036		124	835	95	2,090
昭和 42. 3.10	建設省告示第　463 号			1,083		127	835	95	2,140
昭和 48.12.20	群馬県告示第　779 号	150	142	928	47	111	1,224	58	2,660
昭和 54.12.28	群馬県告示第　990 号	150	157	1,181	47	111	1,230	58	2,934
昭和 58. 8.10	群馬県告示第　611 号	145	162	1,181	47	111	1,230	58	2,934
昭和 60. 3.30	群馬県告示第　242 号	145	162	1,182	47	111	1,230	58	2,935
平成　3. 2.28	群馬県告示第　158 号	146	162	1,188	47	111	1,215	66	2,935
平成　6.12.16	群馬県告示第　719 号	146	162	1,186	49	111	1,215	93	2,962

（単位 ha）

決定・変更 年 月 日	告　　示	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	合計
平成 18. 5.31	群馬県告示第 367 号	137	146	1,213	5.4	90.5	112	1,131	127	—	2,962
平成 11. 8.24	桐生市告示第 140 号	137	146	1,240	5.4	90.5	112	1,164	127	—	3,022
平成 14. 3.27	桐生市告示第 116 号	137	146	1,240	5.4	90.5	112	1,181	100	10	3,022
平成 24. 1.17	桐生市告示第　7 号	137	146	1,240	5.4	90.5 (※)	112 (※)	1,181	100	10	3,022
平成 27. 5.22	桐生市告示第　33 号	146	146	1,243	5.4	90.5	112	1,181	100	10	3,034
令和　2.12.25	桐生市告示第 102 号	141	139	1,256	5.4	106.5	112	1,183	81	10	3,034

(※)都市計画道路 3.4.6 本町線の廃止に伴う区域の表示方法の変更。

＊特別用途地区

特別用途地区は、用途地域内において 地域の特性を生かし、土地利用の増進、環境の保護を図るため、基本となる用途を補完して定める地区です。現在、桐生市では織物産業の保護育成を図るため、特別工業地区を定めています。

決定・変更 年 月 日	告　　示	特別工業地区 (ha)	摘　　要
昭和 38. 7.16	建設省告示第 1,658 号	12.95	桐生市菱町四丁目の一部

＊防火地域及び準防火地域

市街地における火災の危険を防ぐために指定する地域です。

防火地域は、主として商業地などで建築物の密集した火災危険率の高い市街地について指定されています。防火地域内の建築物については、耐火建築物又は、準耐火建築物とすることなどの制限が課せられます。

準防火地域は、防火地域に準ずる地域について指定されます。準防火地域内の建築物については、一定規模以上の建築物は耐火建築物、又は準耐火建築物とすることなどの制限が設けられています。

防火地域及び準防火地域

決定・変更 年 月 日	告　　示	防火地域 (ha)	準防火地域 (ha)	摘　　要
昭和 24.11.16			76.0	
昭和 28. 4. 1	建設省告示第　443 号	3.2967	73.0113	本町線、末広町高砂線
昭和 34. 3.12	建設省告示第　261 号	4.0523	72.2557	赤岩線、桐生駅広場線 桐生西桐生線
昭和 39. 7.13	建設省告示第 1,735 号	6.8	69.5	防災街区造成事業に伴い、本町線、末広町線、高砂町線の変更
昭和 41. 8.17	建設省告示第 2,770 号	11.4	77.4	桐生駅南地区
昭和 52. 3.31	桐生市告示第　 11 号	18.7	80.4	錦町地区（本町線、昭和通り線）
昭和 57. 4.15	桐生市告示第　 24 号	20.0	79.1	本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目の各一部 （本町線）

＊風致地区

都市の自然的景観を維持していくことによって、都市全体の美しさを保全するとともに、市民の生活環境を保持していくための地区です。

風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為について市の条例により、風致を維持するために必要な規制が課せられていますので、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を得なければなりません。（桐生市風致地区内における建築等の規制に関する条例及び施行規則では、建ぺい率 40％、高さ制限 15m などが定められています。）

風致地区の名称及び面積　　（単位 ha）

決定・変更 年 月 日	告　　示	桐生が岡	水道山	丸山	富士山	阿左美	山寺山	相生	合計
昭和 15.4.15	内務省告示第 224 号	31.39	58.46	38.59	4.68	138.31	40.60	90.72	402.73
昭和 31.7.17	建設省告示第 1,097 号	29.68	45.98	26.80	4.68	67.89	40.60	＊2	215.63
昭和 42.3.10	建設省告示第 464 号	29.68	45.98	26.58	4.68	67.89	40.60		215.90
昭和 49.3.22	群馬県告示第 177 号	29.68	45.98	26.58	4.68	6.60	＊1		113.52
平成 16.3.30	桐生市告示第 20 号	29.68	45.98	26.58	4.68	＊2			106.92

注　＊1　笠懸町都市計画区域に編入　　＊2　廃止

＊特別緑地保全地区（旧緑地保全地区）

都市計画法に基づく地域地区の一種で都市における緑地を保全するため指定される地区です。その指定要件、行為制限などは都市緑地法（旧都市緑地保全法）に定められています。

都市緑地法は、都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地、岩石地などが良好な自然環境を形成している土地で、①無秩序な市街化防止等のための遮断地帯、避難地帯として適切なもの、②神社、寺院等の建造物や遺跡などが一体となって、地域において伝統的文化的意義を有するもの、③風致景観が優れており、かつ、地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なものについて指定されます。

特別緑地保全地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採、水面の埋め立てなど緑地の保全上影響を及ぼす恐れのある行為は、市長の許可が必要です。

特別緑地保全地区

地 区 名	当 初 決 定	最 終 変 更	告 示 番 号	面 積
蕪町特別緑地保全地区	平成 6.12.16		群馬県告示第 721 号	約 3.3ha

＊伝統的建造物群保存地区

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため定める地域地区です。文化財保護法の規定に基づき、都市計画法の都市計画区域または準都市計画区域にある場合、整合を図るため都市計画法上の地域地区として定めることができます。

保存区域内における①建築物その他の工作物（以下「建築物等」）の新築、増築、改築、移転又は除去、②建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの、③宅地の造成その他の土地の形質の変更、④木竹の伐採、⑤土石類の採取においては、許可を受けなければなりません。

伝統的建造物群保存地区

地　区　名	決定年月日	告　示　番　号	面　積
天神町一丁目、本町一・二丁目 伝統的建造物群保存地区	平成 24.1.17	桐生市告示第 5 号	約 13.4ha

4　都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道など機能的な都市活動や良好な都市環境を維持するために必要不可欠な公共公益施設で都市形成の骨格をなすものです。

＊都市計画道路

都市計画道路は、都市に住み都市で活動する全ての人々が日常的に利用する都市施設で、交通施設としての機能、都市防災上の機能、都市環境の保護のほか、上下水道・ガス・電気通信などの都市の根幹をなす基幹施設（インフラストラクチャー、infrastructure）の設置場所としての機能があります。また、市街地の誘導発展など都市形態を方向付ける骨格的施設であります。都市計画上の道路種別としては自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路に分類されます。

1　都市計画道路の番号による分類

桐 生 都 市 計 画 道 路 3・2・1 桐 生 駅 南 線

一連番号

当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号が付されています。

区分を表しています。
区分1　自動車専用道路
区分3　幹線道路に相当するもの
区分7　区画道路
区分8　特殊道路(イ)に相当する歩行者専用道、自転車道又は、自転車歩行車道
区分9　特殊道路(ロ)に相当する都市モノレール専用道

規模を表しています。
（平均幅員による）
1　幅員 40m 以上のもの
2　幅員 30m 以上、40m 未満のもの
3　幅員 22m 以上、30m 未満のもの
4　幅員 16m 以上、22m 未満のもの
5　幅員 12m 以上、16m 未満のもの
6　幅員　8m 以上、12m 未満のもの
7　幅員　8m 未満のもの

都市計画道路一覧表

※塗りつぶしは、令和７年度に事業を行った路線

番号	路線名	当初決定	告示番号 (当初)	最終変更 (名称変更)	告示番号 (最終)	起点	終点	計画 幅員(m)	計画 延長(m)	改良済 延長(m)
3.2.1	桐生駅南線	S12.06.02	内群都第１号	S61.05.30	県告示第 418 号	巴町二丁目	巴町二丁目	30	150	150
3.3.2	広沢線	S12.06.02	内群都第１号	H06.12.09	県告示第 692 号	広沢町一丁目	広沢町四丁目	25	1,580	200
3.3.3	桐生大橋線	S47.05.02	県告示第 259 号	H02.12.25	県告示第 989 号	美原町	相生町一丁目	22	2,150	2,150
3.3.4	岩宿駅前線	S12.06.02	内群都第１号	S61.04.04	県告示第 265 号	笠懸町阿左美	笠懸町阿左美	22	30	0
3.4.5	新川橋線	S12.06.02	内群都第１号	S61.01.17	県告示第 20 号	織姫町	小曽根町	16	1,500	1,500
3.4.6	本町線	S12.06.02	内群都第１号	H30.11.30	県告示第 329 号	広沢町二丁目	本町三丁目	18	2,980	2,758
3.4.7	中通り線	S12.06.02	内群都第１号	H26.07.04	市告示第 43 号	新宿一丁目	天神町三丁目	16	3,710	3,020
3.4.8	美原線	S31.07.17	建告示第 1095 号	S61.04.04	県告示第 265 号	宮前町一丁目	錦町三丁目	18	1,610	1,610
3.4.9	桐生駅西線	S61.05.30	県告示第 418 号	－	－	宮前町二丁目	元宿町	18	190	190
3.4.10	赤岩線	S12.06.02	内群都第１号	H07.10.13	県告示第 642 号	宮前町二丁目	相生町二丁目	16	2,500	1,746
3.4.11	昭和通り線	S12.06.02	内群都第１号	S61.04.04	県告示第 265 号	宮前町一丁目	境野町七丁目	18	6,010	1,050
3.4.12	松原橋線	S52.03.05	県告示第 184 号	S61.04.04	県告示第 265 号	広沢町六丁目	境野町七丁目	20	1,130	1,130
3.4.13	昭和橋線	S12.06.02	内群都第１号	H06.12.09	県告示第 693 号	境野町一丁目	広沢町四丁目	16	1,320	0
3.4.14	国道 50 号線	S12.06.02	内群都第１号	H06.12.09	県告示第 693 号	笠懸町鹿	広沢町七丁目	21	8,770	8,770
3.4.16	如来堂相生線	S31.07.17	建告示第 1095 号	S61.04.04	県告示第 265 号	広沢町一丁目	相生町三丁目	16	3,690	686
3.4.17	相生駅前線	S31.07.17	建告示第 1095 号	S61.04.04	県告示第 265 号	相生町二丁目	相生町二丁目	16	350	0
3.4.18	天王宿線	S12.06.02	内群都第１号	S63.02.09	県告示第 94 号	相生町二丁目	相生町四丁目	16	3,040	110
3.5.19	巴･元宿線	S60.12.27	市告示第 39 号	－	－	巴町二丁目	元宿町	12	450	190
3.5.20	広見線	S31.07.17	建告示第 1095 号	S61.04.04	県告示第 265 号	末広町	菱町三丁目	12	2,354	910
3.5.21	永楽町線	S12.06.02	内群都第１号	S60.12.27	市告示第 39 号	永楽町	東五丁目	12	1,430	1,112
3.5.22	幸橋線	S12.06.02	内群都第１号	H26.07.04	県告示第 209 号	宮本町一丁目	菱町三丁目	12	1,810	904
3.5.23	稲荷橋線	S35.12.15	建告示第 2634 号	H24.01.17	市告示第 6 号	東一丁目	菱町三丁目	12	860	860
3.5.24	桐生川線	S12.06.02	内群都第１号	R02.07.21	市告示第 72 号	新宿三丁目	東三丁目	12	2,050	207
3.5.26	天王宿天沼線	S35.12.15	建告示第 2634 号	S60.12.27	市告示第 39 号	相生町三丁目	相生町五丁目	12	2,460	730
3.5.27	新川北線	S12.06.02	内群都第１号	S60.12.27	市告示第 39 号	巴町二丁目	仲町三丁目	12.5	1,120	1,120
3.4.28	新宿南線	S12.06.02	内群都第１号	R02.07.21	市告示第 72 号	織姫町	新宿三丁目	16	1,680	300
3.6.29	山手線	S12.06.02	内群都第１号	S61.04.04	県告示第 265 号	末広町	天神町二丁目	11	2,320	2,320
3.6.30	小友線	S12.06.02	内群都第１号	H16.03.30	市告示第 21 号	境野町二丁目	菱町一丁目	13	1,340	854
3.6.36	阿左美北線	S31.07.17	建告示第 1095 号	S60.12.27	市告示第 39 号	広沢町二丁目	相生町五丁目	11	3,600	0
3.5.38	足中線	S31.07.17	建告示第 1095 号	S63.10.03	市告示第 34 号	相生町一丁目	相生町一丁目	12	610	0
3.6.39	相生岩宿線	S12.06.02	内群都第１号	S61.04.04	県告示第 265 号	相生町二丁目	笠懸町阿左美	11	2,600	80
3.6.40	堤町線	S12.06.02	内群都第１号	S61.04.04	県告示第 265 号	堤町三丁目	堤町三丁目	11	700	700
3.5.41	富士山線	S63.01.12	県告示第 15 号	－	－	相生町二丁目	相生町二丁目	12	220	0
3.6.42	阿左美沼北線	S31.07.17	建告示第 1095 号	S63.10.03	市告示第 34 号	笠懸町阿左美	笠懸町阿左美	8	1,040	230
3.3.43	中通り大橋線	H06.12.09	県告示第 692 号	H16.07.23	県告示第 402 号	新宿二丁目	広沢町三丁目	25	2,170	2,170
3.5.44	錦琴平線	H18.03.09	市告示第５号	－	－	錦町三丁目	三吉町二丁目	13	480	480
7.7.1	巴町線	S50.01.06	市告示第１号	S60.12.27	市告示第 39 号	巴町一丁目	仲町三丁目	6	590	590
7.7.2	東線	S50.01.06	市告示第１号	S60.12.27	市告示第 39 号	仲町三丁目	東六丁目	6	380	380
7.7.3	仲町１号線	S50.01.06	市告示第１号	S60.12.27	市告示第 39 号	仲町二丁目	仲町三丁目	4	80	80
7.7.4	仲町２号線	S50.01.06	市告示第１号	S60.12.27	市告示第 39 号	仲町三丁目	仲町三丁目	4	220	220
7.6.5	新浜線	S12.06.02	内群都第１号	S60.12.27	市告示第 39 号	三吉町一丁目	仲町三丁目	8	740	380
7.5.6	新川南線	S63.10.03	市公告第 34 号	－	－	稲荷町	稲荷町	12	240	240
7.5.7	かに川通り線	S63.10.03	市公告第 34 号	－	－	末広町	末広町	12	200	200
計	43 路線								72,454	40,327
									整備率	55.66%

＊都市高速鉄道

都市高速鉄道とは都市における鉄道のうち、都市計画上必要な都市施設として都市計画法に基づき定められたものをいいます。都市計画決定している都市高速鉄道としては、地下鉄、連続立体交差事業、都市モノレール、新交通システムなどがあります。

桐生市では連続立体交差事業を昭和 49 年度から 61 年度にかけて行いました。

計画概要

1 線路部分

当初決定	最終変更	名　　称	起　点	終　点	延 長 m	嵩上式 m	地表式 m
群馬県告示	群馬県告示	桐生都市計画 都市高速鉄道					
第 764 号 S49.12.27	第 421 号 S61. 5.30	日本国有鉄道両毛線 (JR東日本株式会社)	境野町 七丁目	笠懸町 阿左美	8,110 (8,110)	2,840 (2,780)	5,270 (5,330)

2 主要施設

施　設　名	区域㎡	位　　置
桐　生　駅	15,200 (16,700)	末 広 町
下新田電車基地	28,600	相生町一丁目 相生町二丁目

()内は変更前

事業概要

事業年度	事業認可区間				
	起　　点	終　　点	幅　　員 m	延　　長 m	その他
S49～61	境野町一丁目	相生町二丁目	5.0～32.94 (高架標準幅員 5.6)	4,550 (高架区間 1,990) (盛土区間　850)	施行 群馬県

＊都市計画駐車場

道路の効率的な活用及び交通の円滑化を図り、公衆の利便と都市機能の維持増進に寄与する都市施設です。

駐車場

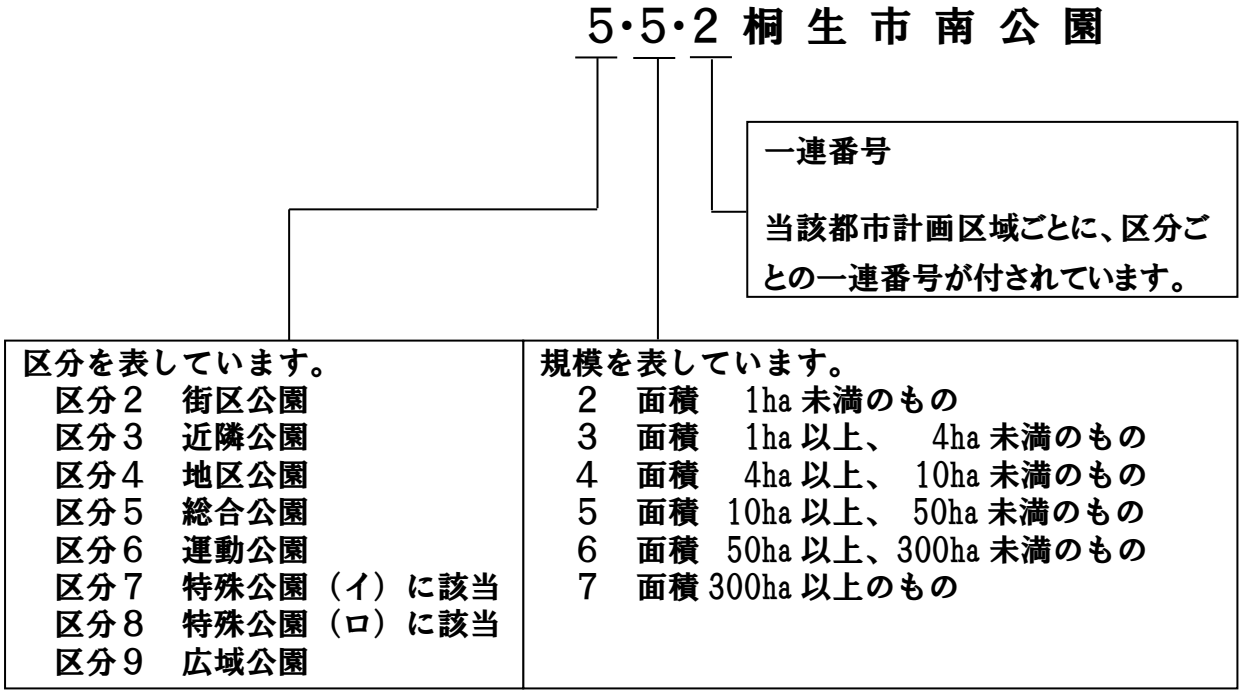
駐車場名	決定年月日	告　　示	位　　置	面積	構 造	摘 要
中央駐車場	S45.3.5	桐生市告示第 10 号	本町五丁目	約 0.1ha	機械式	収容台数 56 台

＊都市計画公園及び緑地

日本における公園の制定は、明治 6 年の太政官布告に始まり、当時は景観の優れた名所、旧跡などが選定されました。その後明治 17 年に市区改正審議会が設けられ、公園についても欧州四大都市（ロンドン、パリ、ベルリン、ウィーン）にならい、都市人口・都市面積より東京の公園計画を案出しました。この東京市区改正条例が、我が国の都市計画史の始まりです。都市計画法 11 条 1 項 2 号の公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地として体型づけられるものには、公園・緑地制度のほか、緑地保全地区、生産緑地地区、風致地区、緑化協定など多様化していますが、緑のオープンスペースが私たちの生活の中で、憩いの場、休息の場、レクリエーションの場としての機能はもとより、災害時の避難場所として、また大気汚染・騒音公害等の緩衝地帯としての機能など重要な役割をもっています。

桐生市の都市計画公園は 29 箇所 42.86ha が整備されています。また、都市計画緑地は 4 箇所 21.79ha が整備されています。

1　都市計画公園の番号による分類



2 都市計画公園等の種類

区　分	内　　容	機　　能
街区公園 ＊1	250m以内の居住者を対象とし、面積 0.25ha を標準とします。	街区内に居住する者の利用に供する公園です。
近隣公園	500m以内の居住者を対象とし、面積 2.0ha を標準とします。	主として近隣に居住する人の利用に供する公園です。
地区公園	1km 以内の居住者を対象とし、面積 4.0ha を標準とします。 また、都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は面積 4.0ha 以上を標準とします。	主として徒歩圏域内に居住する人の利用に供する公園です。
総合公園	都市規模に応じて、面積 10～50ha を基準として配置します。	住民の休息、観賞、散歩、遊戯運動等の総合的な利用に供する公園です。
運動公園	都市規模に応じて、面積 15～75ha を標準として配置します。	主として運動の用に供する公園です。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園等の区別があり、目的に応じて配置します。 (イ)主として風致の享受の用に供する公園。 (ロ)動物公園、植物公園、歴史公園等特殊な利用を目的とする公園。	史跡の保全や動植物の展示等の特殊な公園です。
広域公園	面積 50ha 以上を標準とします。	主として市町村の区域を越える広域の利用に供する公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戯等運動等総合的な利用に供されるものです。
緩衝緑地	公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等を分離遮断することが必要な位置において公害、災害の状況に応じて配置します。	大気汚染、騒音等の公害の防止及びコンビナート地帯等における災害の防止を図る公園です。
都市緑地	市街地の形態及び土地利用に応じて配置します。	都市の自然的環境の保全及び都市景観の向上等を図る公園です。
緑　　道	幅員 10m～20mを標準とします。	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性を図る公園です。
国営公園	広域的な利用に供する公園については、おおむねの面積が 300ha 以上を標準とします。	一つの都道府県を越えるような広域的な利用に供すること、又は国家的記念事業とすることを目的に、国が設置する公園です。

＊1 『児童公園』の区分としての名称は、『街区公園』に改正されました。
ただし、「3・2・1 浜松町児童公園」のように、各公園の公園名としては残ります。

都市計画公園

番号	名称	種別	位置	当初決定	最終変更	計画面積(ha)	供用面積(ha)	開設日
2･2･1	浜松町児童公園	街区公園	浜松町一丁目	S29.3.29	S60.12.27	0.52	0.42	S29.4.1
2･2･2	東町児童公園	街区公園	仲町一丁目	S30.3.31	S53.7.28	0.17	0.17	S32.3.31
2･2･3	小梅町児童公園	街区公園	小梅町	S30.3.31	S53.7.28	0.19		
2･2･4	東堤町児童公園	街区公園	堤町一丁目	S30.3.31	S53.7.28	0.22		
2･2･5	境野町児童公園	街区公園	境野町二丁目	S32.12.27	S53.7.28	0.13	0.09	S32.12.27
2･2･6	清水町児童公園	街区公園	東七丁目	S35.6.2	S53.7.28	0.11	0.11	S42.8.30
2･2･7	黒川児童公園	街区公園	菱町四丁目	S42.3.10	S53.7.28	0.16	0.16	S43.1.20
2･2･8	天神町児童公園	街区公園	天神町三丁目	S43.10.14	S53.7.28	0.12	0.12	S44.2.12
2･2･9	足仲児童公園	街区公園	相生町一･二丁目	S43.10.14	S53.7.28	0.11	0.11	S43.11.29
2･2･10	ひかり児童公園	街区公園	相生町五丁目	S44.5.22	S53.7.28	0.15	0.15	S45.3.13
2･2･11	上菱児童公園	街区公園	菱町五丁目	S45.12.22	H16.3.30	0.09	0.08	S46.3.25
2･2･12	鷹ノ巣１号公園	街区公園	川内町二丁目	S46.3.17	S53.7.28	0.36	0.36	S46.3.31
2･2･13	東一丁目児童公園	街区公園	東一丁目	S56.4.30		0.35	0.33	S58.12.16
2･2･15	相生町児童公園	街区公園	相生町五丁目	S60.3.14	H23.11.24	0.42	0.42	H24.4.1
2･2･17	城の岡東児童公園	街区公園	菱町一丁目	S60.3.14		0.17	0.17	S61.3.27
2･2･18	城の岡西児童公園	街区公園	菱町一丁目	S60.3.14		0.15	0.15	S59.6.1
2･2･19	城の岡南児童公園	街区公園	菱町一丁目	S60.3.14		0.09	0.09	S59.6.1
2･2･20	桐陽台１号児童公園	街区公園	菱町二丁目	S60.3.14		0.15	0.15	S59.6.1
2･2･21	桐陽台２号児童公園	街区公園	菱町二丁目	S60.3.14		0.19	0.95	S59.6.1
2･2･22	桐陽台３号児童公園	街区公園	菱町二丁目	S60.3.14		0.16	0.16	S59.6.1
2･2･23	赤岩児童公園	街区公園	相生町二丁目	S60.12.27		0.16	0.16	S62.3.31
2･2･24	錦町二丁目児童公園	街区公園	錦町二丁目	S61.7.28		0.10	0.10	H4.4.1
2･2･25	相生町四丁目公園	街区公園	相生町三丁目	H9.7.4		0.53	0.54	H9.7.7
2･2･26	間ノ島児童公園	街区公園	広沢町四丁目･間ノ島	H9.11.5		0.21	0.21	H9.11.14
2･2･27	宮前町公園	街区公園	宮前町一丁目	H16.12.24		0.10	0.10	H28.4.1
2･2･28	元宿町公園	街区公園	元宿町	H16.12.24		0.16	0.16	H28.4.1
3･3･1	新川公園	近隣公園	稲荷町	S62.9.8	H16.12.24	1.60	1.60	H7.3.3
3･3･2	蕪町公園	近隣公園	相生町四丁目	H6.12.16		1.70		
5･5･1	桐生が岡公園	総合公園	宮本町二･三･四丁目 西久方町二丁目	S32.7.5	S53.7.28	12.10	10.80	T5.6.19
5･5･2	桐生市南公園	総合公園	広沢町五丁目	S53.7.28		10.20	10.20	S56.5.8
7･4･1	水道山公園	特殊公園	堤町一丁目 宮本町二丁目	S32.12.27	S53.7.28	8.80	8.10	S30.4.1
8･4･1	吾妻公園	特殊公園	宮本町二･三丁目	S32.7.5	S53.7.28	6.50	6.70	S26.4.1
計	**32 箇所**					**46.17**	**42.86**	**29 箇所**

都市計画緑地

番号	名称	位置	当初決定	告示番号	計画面積(ha)	供用面積(ha)	開設日	備考
1	渡良瀬川河川緑地	錦町三丁目、織姫町、清瀬町、三吉町二丁目、小梅町、琴平町、堤町三丁目、元宿町、境野町三･六･七丁目、広沢町一･五･六･七丁目･間ノ島、桜木町、相生町一･二丁目	S57.2.2	群馬県告示第97号	201.80	18.65	H6.10.1	小梅琴平公園(5.65ha)
							H11.3.31	松原橋公園(9.8ha)
							H15.9.15	間ノ島公園(3.2ha)
2	浜松町緑地	浜松町一丁目	S58.4.22	桐生市告示第17号	0.10	0.07	S61.3.27	
3	新桐生緑地	広沢町二丁目、相生町一丁目	S60.3.14	桐生市告示第12号	0.28	0.28	S56.4.1	
4	桐陽台緑地	菱町二丁目	S60.3.14	桐生市告示第12号	0.39	0.75	S59.6.1	
5	梅田台緑地	梅田町五丁目	S61.5.30	群馬県告示第419号	2.20	2.04	R2.4.1	
計	5箇所				204.77	21.79	5箇所	

＊下水道

下水道とは、下水（汚水、雨水）を排除するために設けられる排水管、排水渠などの排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、又はこれらを補完するために設けられるポンプ施設等の総体をいいます。

下水道の目的は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与すること、公共用水域の水質保全に資することにあります。また、役割としては雨水の排除、周辺環境の改善、便所の水洗化、水質の保全、浸水の防除があげられます。

1　下水道の種類

公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または、処理するために各自治体が管理する下水道で終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものです。 桐生市では、川内町を除く渡良瀬川左岸の境野処理区は処理場を有しており（単独公共下水道）、右岸の広沢町、相生町、左岸の川内町では流域関連公共下水道に分かれます。また、新里町においては、流域関連特定環境保全公共下水道として事業化されております。
流域下水道	二以上の市町村の公共下水道から広域的に下水を集め終末処理場で処理するもので、原則として都道府県が建設し管理を行うものです。

2　下水道の普及率

桐生市は令和 7 年度末現在で　83.6%　（令和 6 年度末　83.5%）

群馬県は令和 7 年度末現在で　57.7%　（令和 6 年度末　57.2%）

国は令和 7 年度末現在で　82.2%　（令和 6 年度末　81.8%）

※桐生市の普及率は処理区域内人口を行政人口で除した値です。

３ 下水道のあゆみ

昭和 32 年 12 月	下水道事業の基本計画を策定する
昭和 34 年　3 月	下水道事業の認可を受け、下水道工事着工（境野処理区）
昭和 41 年　4 月	下水道事業変更認可を受ける （処理区域及び幹線位置の見直し）
昭和 42 年　6 月	境野水処理センター運転開始
昭和 44 年　7 月	下水道事業変更認可を受ける （処理区域の拡大）
昭和 48 年 10 月	下水道事業変更認可を受ける （事業期間の延長:昭和 54 年 3 月 31 日まで）
昭和 50 年　2 月	下水道事業変更認可を受ける （境野水処理センターの覆蓋及び汚泥熱処理）
昭和 54 年　3 月	下水道事業変更認可を受ける （事業期間の延長:昭和 56 年 3 月 31 日まで）
昭和 54 年 10 月	下水道事業変更認可を受ける （処理区域の拡大:梅田、菱、細田を追加）
昭和 57 年　2 月	下水道事業変更認可を受ける （処理区域の拡大:広沢処理区を追加） （事業期間の延長:昭和 63 年 3 月 31 日まで）
昭和 60 年　4 月	広沢水処理センター運転開始
昭和 61 年　9 月	下水道事業変更認可を受ける （事業期間の延長:昭和 69 年 3 月 31 日まで） （広沢処理区の拡大、原単位の見直し）
平成　3 年　4 月	桐生市単独公共下水道広沢処理区が、新里村、笠懸町、大間々町と共に利根・渡良瀬流域下水道（桐生処理区）として事業採択される
平成　3 年 11 月	利根・渡良瀬流域下水道（桐生処理区）が都市計画決定される
平成　5 年　2 月	利根・渡良瀬流域下水道関連公共下水道事業認可 （渡良瀬川右岸）
平成　6 年　3 月	下水道事業変更認可を受ける（境野処理区） （事業期間の延長:平成 11 年 3 月 31 日まで）
平成　7 年　4 月	広沢水処理センター（桐生水質浄化センター）及び幹線が群馬県へ移管される
平成　8 年　1 月	下水道事業変更認可を受ける（桐生処理区） （事業期間の延長:平成 13 年 3 月 31 日まで）
平成　8 年 10 月	下水道事業変更認可を受ける（桐生処理区） （処理区域の拡大:川内 30.40ha 追加）
平成 11 年　3 月	下水道事業変更認可を受ける（境野処理区） （処理区域の拡大:7.80ha 追加） （事業期間の延長:平成 16 年 3 月 31 日まで）
平成 12 年　1 月	下水道事業変更認可を受ける（桐生処理区） （処理区域の拡大:21.40ha 追加） （事業期間の延長:平成 18 年 3 月 31 日まで）

平成 13 年　5 月	川内中継ポンプ場供用開始(桐生処理区)
平成 15 年 11 月	下水道事業変更認可を受ける(境野処理区) (事業期間の延長:平成 21 年 3 月 31 日まで)
平成 18 年　3 月	下水道事業変更認可を受ける(桐生処理区) (事業期間の延長:平成 19 年 3 月 31 日まで)
平成 18 年　4 月	新川中継ポンプ場供用開始(桐生処理区)
平成 19 年　3 月	下水道事業変更認可を受ける(桐生処理区) (処理区域の拡大:79.00ha(川内町 6ha、新里町 73ha)追加) (事業期間の延長:平成 23 年 3 月 31 日まで)
平成 21 年　3 月	下水道事業変更認可を受ける(境野処理区) (合流改善事業の見直し) (事業期間の延長:平成 26 年 3 月 31 日まで)
平成 23 年　3 月	下水道事業変更認可を受ける(桐生処理区) (原単位の見直し、処理区域の拡大:121ha(川内町 90ha、新里町 31ha)追加) (事業期間の延長:平成 28 年 3 月 31 日まで)
平成 25 年 12 月	下水道事業変更認可を受ける(境野処理区) (計画諸元の見直し) (事業期間の延長:平成 31 年 3 月 31 日まで)
平成 28 年　3 月	下水道事業変更認可を受ける(桐生処理区) (事業名称の変更:東毛流域下水道(桐生処理区)) (処理区域の拡大:143ha(川内町 95ha、広沢町 12ha、新里町 36ha)追加) (事業期間の延長:平成 33 年 3 月 31 日まで)
平成 30 年 11 月	下水道事業変更認可を受ける(境野処理区) (計画諸元の見直し) (処理区域の拡大:0.5ha(堤町二丁目の一部)追加) (事業期間の延長:平成 36 年 3 月 31 日まで)
令和　3 年　3 月	下水道事業変更認可を受ける(桐生処理区) (処理区域の拡大: 0.6ha(新里町の一部)追加) (処理区域の縮小:63.7ha(川内町の一部 32.4ha、新里町の一部 29.5ha)削除) (事業期間の延長:令和 8 年 3 月 31 日まで)
令和　5 年　3 月	下水道事業計画を変更する(桐生処理区)　※下水道法のみ (原単位の見直し、処理区域の拡大: 77.8ha(新里町の一部)追加)
令和　6 年　3 月	下水道事業変更認可を受ける(境野処理区) (計画諸元の見直し) (事業期間の延長:令和 8 年 3 月 31 日まで)
令和　8 年　3 月	下水道事業変更認可を受ける(境野処理区・桐生処理区) (計画諸元の見直し) (処理区域の拡大: 0.5ha(新里町の一部)追加) (処理区域の縮小:61.8ha(菱町の一部 19.0ha、川内町の一部 37.4ha、広沢町の一部 5.4ha)削除) (分区界変更) (事業期間の延長:令和 13 年 3 月 31 日まで)

＊ごみ処理場

ごみ処理場等は都市の中になくてはならない重要な供給処理施設であると同時に、周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれのあるものです。このことから都市内のどこにこれらの施設を配置すべきかは、十分に検討される必要があります。このため、建築基準法ではこれらの施設の敷地は都市計画決定したものでなければならないとされています。（周辺の環境にそれほど影響を与えず、供給処理計画の面からも重要でない小規模な施設は、この規制の対象から外されます。）

桐生市外六か町村広域市町村圏及び伊勢崎市赤堀町の都市化の進展と社会構造の多様化、生活様式の向上に伴い増大するごみを円滑に処理し、地域住民の生活環境のより適正な保全及び公衆衛生の向上を図るため、新里村に設置したものです。

ごみ処理場

決定年月日	告　示	名　称	位　置	面積 (ha)	備　考
H 3.10. 3	新里村告示 第 21 号	桐生広域清掃センター	新里村大字野字西久保、十二社、十二社山、峯岸、南原、鶴巻	約 13.0	焼却場 450t/24hr 粗大ごみ処理施設 80t/5hr 最終処分場

5　市街地開発事業

市街地開発事業とは、都市計画区域内の土地について公共施設の整備改善、及び宅地の利用増進を図り、健全な市街地の形成することを目的とした事業です。

市街地開発事業には、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業がありますが、この中で土地区画整理事業が桐生市で施行されています。

＊土地区画整理事業

土地区画整理法（新法昭和 29 年）に基づく事業です。事業の仕組み及び目的は、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させると共に、宅地を整形化して土地の利用増進を図ることにあります。施行主体には個人施行、組合施行、区画整理会社、都道府県又は市町村が行う行政庁施行、住宅・都市整備公団、住宅供給公社などがあります。

土地区画整理事業区域（都市計画決定）

名称	面積 (ha)	決定日	告示番号	最終変更日	告示番号
桐生駅裏	19.7	S13.5.5	内務省告示第 254 号	R8.1.20	桐生市告示第 5 号
鷹ノ巣	10.4	S42.5.2	建設省告示第 1587 号	H21.6.8	桐生市告示第 33 号
裏地	23.2	H6.12.16	群馬県告示第 720 号	―	―

事業認可

名称	面積 (ha)	施行形態	施行者	当初認可公告日	施行期間 (年度)	換地処分公告日
黒川住宅団地	4.74	個人	群馬県企業局	S39.3.29	S37～S38	S38.9.18
鷹ノ巣	10.37	市	桐生市	S46.3.25	S45～S50	S51.1.30
城の岡	13.87	個人	群馬県企業局	S57.8.13	S57～S58	S58.7.29
桐生駅周辺	19.67	市	桐生市	S61.8.4	S61～H22	H17.7.15
新堀	2.78	個人	桐生市六ヵ町村土地開発公社	H5.2.16	H4～H6	H7.1.31
裏地	23.18	市	桐生市	H7.5.15	H7～H23	H21.10.23

6 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められる計画です。

地区計画の内容は地区計画の目標、その他区域の整備、開発及び保全に関する方針と「地区整備計画」の 2 つの部分から構成されており、それぞれの地区に応じ異なった内容となっています。桐生市では現在 3 箇所の地区計画を設定しています。

地区計画

都市名	地区名	当初決定	最終変更	告示番号	面 積 (ha)
桐生	桐生駅周辺地区	平成 6.12.16	平成 30.4.1	桐生市告示第 36 号	約 6.6
桐生	新堀地区	平成 6.12.16	平成 30.4.1	桐生市告示第 37 号	約 2.7
新里	桐生武井西工業団地地区	平成 29.5.10	平成 30.4.1	桐生市告示第 31 号	約 14.8

7　都市計画審議会の開催状況

	開催日	議　案	決定権者	概　要
第 1 回	昭和 45 年 7 月 8 日	桐生都市計画公園の変更	桐生市	上菱児童公園、鷹ノ巣 1 号公園
第 2 回	昭和 45 年 11 月 7 日	桐生都市計画公園の変更	群馬県	桐生が岡公園
第 3 回	昭和 47 年 3 月 21 日	桐生都市計画道路の変更	群馬県	美原線、元宿線、阿左美本線、清瀬橋線
		桐生都市計画道路の変更	桐生市	新桐生北線、足中線
		桐生都市計画公園の変更	群馬県	桐生が岡公園
		桐生都市計画下水道の変更	桐生市	
		桐生公設卸売市場		
第 4 回	昭和 47 年 10 月 26 日	桐生都市計画公園の変更	桐生市	浜松町児童公園
		桐生都市計画下水道の変更	桐生市	
第 5 回	昭和 48 年 2 月 9 日	桐生都市計画公園の変更	桐生市	浜松町児童公園
第 6 回	昭和 48 年 8 月 31 日	桐生都市計画道路の変更	群馬県	広沢線、国道 50 号線、昭和橋線、 相生岩宿線、新桐生南線、足中線
		桐生都市計画道路の変更	桐生市	宝珠線、富士見ヶ丘線
		桐生都市計画区域の変更	群馬県	笠懸村を分離
第 7 回	昭和 48 年 11 月 12 日	桐生都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定	群馬県	
		桐生都市計画用途地域の決定	群馬県	
第 8 回	昭和 49 年 2 月 9 日	桐生都市計画風致地区の変更	群馬県	阿左美風致地区の一部を笠懸村に分離
第 9 回	昭和 49 年 7 月 15 日	桐生都市計画道路の変更	群馬県	新桐生南線
		桐生都市計画道路の変更	桐生市	新川北線、新浜線、足中線
		桐生市ごみ焼却場の敷地の位置		
第 10 回	昭和 49 年 10 月 14 日	桐生都市計画都市高速鉄道の決定	群馬県	
		桐生都市計画道路の変更	桐生市	巴町線　外 3 路線
第 11 回	昭和 49 年 12 月 26 日	桐生都市計画道路の変更	群馬県	美原線、如蘭堂線、新川橋線
		桐生都市計画道路の変更	桐生市	桐生川線
第 12 回	昭和 50 年 10 月 24 日	桐生都市計画公園の変更	群馬県	桐生が岡公園
第 13 回	昭和 52 年 2 月 9 日	桐生都市計画道路の変更	群馬県	昭和通り線、松原橋線
		桐生都市計画防火地域及び準防火地域の変更	桐生市	
第 14 回	昭和 52 年 8 月 18 日	桐生都市計画下水道の変更	桐生市	
第 15 回	昭和 53 年 4 月 27 日	桐生都市計画公園の変更	群馬県	桐生市南公園
		桐生都市計画公園の変更	桐生市	名称変更(公園番号の変更)
		桐生火葬場(新設)の敷地の位置		
第 16 回	昭和 54 年 2 月 14 日	桐生都市計画下水道の変更	桐生市	
第 17 回	昭和 54 年 10 月 9 日	桐生都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更	群馬県	
		桐生都市計画用途地域の変更	群馬県	
第 18 回	昭和 56 年 2 月 21 日	桐生都市計画公園の変更	桐生市	東一丁目児童公園
		桐生都市計画下水道の変更	桐生市	(下水道の県都計審は昭和 56 年 12 月 23 日)
第 19 回	昭和 56 年 11 月 25 日 (昭和 56 年 12 月 23 日)	桐生都市計画緑地の決定	群馬県	渡良瀬川河川緑地　面積 201.8ha
第 20 回	昭和 57 年 3 月 24 日	桐生都市計画防火地域及び準防火地域の変更	桐生市	本町三丁目、四丁目

	開催日	議　案	決定権者	概　要
第 21 回	昭和 58 年 2 月 3 日	桐生都市計画緑地の変更	桐生市	浜松町緑地
第 22 回	昭和 58 年 6 月 6 日 (昭和 58 年 7 月 15 日)	桐生都市計画用途地域の変更	群馬県	城の岡住宅団地内
第 23 回	昭和 59 年 6 月 20 日	桐生都市計画道路の変更	群馬県	赤岩線 L=170m、W=16～17m
第 24 回	昭和 59 年 12 月 15 日 (昭和 60 年 9 月 9 日)	桐生都市都市計画公園の変更	桐生市	間ノ島児童公園、相生町児童公園、相生町四丁目児童公園、城の岡東児童公園、城の岡西児童公園、城の岡南児童公園、桐陽台 1 号児童公園、桐陽台 2 号児童公園、桐陽台 3 号児童公園
		桐生都市計画緑地の変更	桐生市	新桐生緑地・桐陽台緑地
		桐生都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更	群馬県	北中学校を含む約 1ha
		桐生都市計画用途地域の変更	群馬県	北中学校を含む約 1ha
第 25 回	昭和 60 年 8 月 20 日	桐生都市計画下水道の変更	桐生市	桐生排水地区、岡登排水区及び梅田排水区内に公共下水道雨水幹線を追加
第 26 回	昭和 60 年 12 月 4 日 (昭和 60 年 12 月 20 日)	桐生都市計画道路の変更	群馬県	新川橋線(西小学校の西側 L=160mの間の線形を変更)
		桐生都市計画道路の変更	桐生市	新川北線(W=8.5m→12.5m)、 新浜線(終点位置を変更)、 巴元宿線(L=450m、W=12m)
		桐生都市計画公園の変更	桐生市	浜松町児童公園(0.42ha→0.52ha)、 赤岩児童公園(0.16ha)
第 27 回	昭和 61 年 2 月 5 日	桐生都市計画緑地の変更	群馬県	第 5 号梅田台緑地(約 2.2ha)
		桐生都市計画都市高速鉄道の変更	群馬県	2 面 4 線に変更(1 線分を変更)
		桐生都市計画土地区画整理事業の変更	群馬県	区域約 8.0ha を追加
		桐生都市計画道路の変更	群馬県	1・3・1 桐生駅南線を 3・2・1 桐生駅南線に変更、3・4・9 桐生駅西線を追加
		桐生都市計画道路の変更	群馬県	2・1・5 昭和通線を 3・4・11 昭和通り線に変更(桐高裏交差点部の幅員 15m→16m) その他 19 路線名称変更
第 28 回	昭和 61 年 6 月 14 日	桐生都市計画公園の変更	桐生市	2・2・24 錦町二丁目児童公園(約 0.10ha)
		桐生都市計画下水道の変更	桐生市	区域の変更(広沢町・相生町・川内町・梅田町各一部)
第 29 回	昭和 62 年 6 月 8 日	桐生都市計画公園の変更	群馬県	3・3・1 中央公園(約 1.60ha)
第 30 回	昭和 62 年 12 月 2 日	桐生都市計画道路の変更	群馬県	3・4・10 赤岩線の一部線形の変更、3・4・18 天王宿線の起点及び交差部(W=16m→17m)
		桐生都市計画道路の変更	桐生市	3・5・41 富士山線を追加決定(W=12m、L=220m)
第 31 回	昭和 63 年 7 月 26 日 (平成元年 10 月 12 日)	桐生都市計画道路の変更	群馬県	3・3・3 桐生大橋線の変更(鉄道との立体交差部に側道の設置)
		桐生都市計画道路の変更	桐生市	3・5・38 足中線の変更(起終点及び線形・幅員の変更)、3・5・42 阿左美沼北線の変更(起点及び名称変更)、7・5・6 新川南線(W=12m、L=約 200mを追加)、7・5・7 かに川通り線(W=12、L=約 240mを追加)
第 32 回	平成元年 9 月 11 日 (平成元年 10 月 12 日)	桐生都市計画下水道の変更	桐生市	相生第二排水区相生五号幹線の計画変更 (桐生機械脇雨水幹線ルートの変更)
第 33 回	平成 2 年 10 月 22 日 (平成 2 年 11 月 22 日)	桐生都市計画道路の変更	群馬県	3・3・3 桐生大橋線の変更(終点位置)

	開催日	議　案	決定権者	概　要
第 34 回	平成 2 年 12 月 17 日 (平成 2 年 12 月 25 日)	桐生都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更	群馬県	市街化区域及び市街化調整区域に変更なし (市街化区域面積 2,935ha)
		桐生都市計画用途地域の変更	群馬県	菱町黒川(桐陽台団地内)準工→第 1 種住専、広沢町六丁目(ユニチカ団地周辺)準工→住居、広沢町一丁目(山田製作所周辺)準工→工業・住居、相生町二丁目(相老駅西側)　準工→住居
第 35 回	平成 3 年 10 月 30 日 (平成 3 年 11 月 15 日)	桐生都市計画下水道の決定	群馬県	桐生市(単独)下水道から桐生市流域関連公共下水道に移行 (広沢処理区計画区域面積 1,517ha)
		桐生都市計画下水道の変更	桐生市	
第 36 回	平成 6 年 9 月 30 日 (平成 6 年 10 月 11 日)	桐生都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更	群馬県	相生町四丁目(裏地地区)約 26.5ha を編入 (市街化区域面積 2,962ha)
		桐生都市計画用途地域の変更	群馬県	相生町四丁目(裏地地区)調整→工業、 巴町二丁目(桐生駅南側)住居→近商
		桐生都市計画土地区画整理事業の決定	群馬県	相生町四丁目(裏地地区)区域約 23.2ha を決定
		桐生都市計画緑地保全地区の決定	群馬県	蕪町緑地保全地区(3.3ha)を決定
		桐生都市計画公園の変更	桐生市	3・3・2 蕪町公園(約 1.7ha)を決定
		桐生都市計画地区計画の決定	桐生市	桐生駅周辺地区(約 6.6ha)を決定、 新堀地区(約 2.7ha)を決定
		桐生都市計画道路の変更	群馬県	3・3・2 広沢線(W-22m→25m)、 3・3・43 中通り大橋線(W=25m　L=2,170m)
		桐生都市計画道路の変更	群馬県	3・4・28 新宿南線(W=11m→16m、名称)、 3・4・7 中通り線(起点、L=3,360→3,020m)、 3・4・13 昭和橋線(一部幅員変更(新宿南線との交差部))、 3・4・14 国道 50 号線(一部幅員変更)
		桐生都市計画道路の変更	桐生市	3・5・25 宝珠線(起点、L=3,780→2,300m)
第 37 回	平成 7 年 8 月 30 日 (平成 7 年 9 月 20 日)	桐生都市計画道路の変更	群馬県	3・4・10 赤岩線の上電との交差部及び幹線道路との交差部の変更
		桐生都市計画・大間々都市計画及び笠懸都市計画下水道の変更	群馬県	利根・渡良瀬流域下水道(約 2,361ha)、
		桐生都市計画下水道の変更	桐生市	相生町四丁目(裏地地区)の市街化区域編入に伴う区域の拡大(約 27ha)、 桐生公共下水道(約 2,962ha)
第 38 回	平成 8 年 2 月 14 日 (平成 8 年 3 月 26 日)	桐生都市計画用途地域の変更	群馬県	都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴う用途地域の指定替え
第 39 回	平成 9 年 3 月 28 日 (平成 9 年 6 月 24 日)	桐生都市計画道路の変更	群馬県	3・4・6 本町線の錦桜橋(W=18.0→21.1m)
		桐生都市計画公園の変更	桐生市	2・2・16 相生町四丁目児童公園の廃止、 2・2・25 相生町四丁目公園の追加(約 0.53ha)
第 40 回	平成 9 年 8 月 20 日 (平成 9 年 6 月 24 日)	桐生都市計画公園の変更	桐生市	2・2・14 間ノ島児童公園の廃止、 2・2・26 間ノ島児童公園の追加(約 0.21ha)
第 41 回	平成 11 年 3 月 26 日	桐生都市計画マスタープラン	桐生市	都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき決定

	開催日	議　案	決定権者	概　要
第 42 回	平成 11 年 6 月 22 日 (平成 11 年 7 月 9 日)	桐生都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更	群馬県	市街化区域面積 3,022ha 及び市街化調整区域 10,725ha に変更
		桐生都市計画用途地域の変更	桐生市	西小倉地区(川内町一、二丁目　約 31.6ha)調整→準工業地域、 大雄院地区(広沢町三丁目　約 21.1ha)調整→近隣商業地域・第 1 種住居地域、 高沢地区(梅田町三丁目　約 6.4ha)調整→第 1 種住居地域、 田福庵地区(菱町二丁目　約 1.4ha)調整→準工業地域
		桐生都市計画・大間々都市計画及び笠懸都市計画下水道の変更	群馬県	市街化区域編入に伴う区域の拡大 利根・渡良瀬流域下水道(約 2,962ha→約 2,414ha)
		桐生都市計画下水道の変更	桐生市	桐生公共下水道(約 2,962ha→約 3,022ha)
第 43 回	平成 13 年 8 月 27 日 (平成 13 年 10 月 17 日)	桐生都市計画道路の変更	群馬県	3・3・43 中通り大橋線の幅員変更及び車線数決定(25m～27m→25m～40.7m、延長 180m、車線数 4)広沢町一、二丁目地内
第 44 回	平成 14 年 3 月 13 日	桐生都市計画用途地域の変更	桐生市	相生町四丁目裏地地区 (工業 27ha→準工 17ha、工専 10ha)
第 45 回	平成 15 年 9 月 30 日 (平成 15 年 10 月 20 日)	桐生都市計画道路の変更	群馬県	3・4・15 阿左美本線の変更及び車線数決定(終点位置を笠懸阿左美→広沢町二丁目、名称を新桐生駅西線、車線数 2)
第 46 回	平成 16 年 3 月 26 日	桐生都市計画風致地区の変更	桐生市	阿左美風致地区を廃止
		桐生都市計画道路の変更	桐生市	3・6・30 小友線の変更及び車線数決定 (終点を境野町五丁目→菱町一丁目、 W=8.0～13.0m、車線数 2)
		桐生都市計画公園の変更	桐生市	2・2・11 上菱児童公園の変更 (区域 0.1ha→0.09ha)
		桐生都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における容積率等の指定について	桐生市	「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」に基づき指定 容積率 200%、建ぺい率 70%、道路斜線 1.5、隣地斜線 2.5
		都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更	群馬県	「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」基づき決定
第 47 回	平成 16 年 6 月 22 日 (平成 16 年 6 月 25 日)	桐生都市計画道路の変更	群馬県	3・3・43 中通り大橋線の変更(橋梁部 W=25.8→23.8m、23.8～25.8m、25.8m)
第 48 回	平成 16 年 11 月 30 日	桐生都市計画公園の変更	桐生市	2・2・27 宮前町公園(約 0.10ha)、2・2・28 元宿町公園(約 0.16ha)の追加 3・3・1 中央公園の名称変更(新川公園)
		桐生市合流式下水道緊急改善計画について	桐生市	下水道法施行令の改正に伴い、排水施設の構造の技術上の基準等に基づく改善策を計画するため、審議会に意見聴取
第 49 回	平成 18 年 2 月 23 日	桐生都市計画道路の変更	桐生市	3・5・44 錦琴平線(W=13m、L=約 480m)の追加
第 50 回	平成 18 年 8 月 29 日	桐生都市計画・大間々都市計画・笠懸都市計画下水道の変更	群馬県	利根川流域別下水道整備総合計画の変更に伴い、桐生水質浄化センター用地の追加、新里・笠懸幹線の一部区間の管径変更及び放流管渠の追加

	開催日	議　案	決定権者	概　要
第 51 回	平成 21 年 5 月 29 日	桐生都市計画土地区画整理事業の変更	桐生市	鷹ノ巣区画整理事業の面積変更 (15.0ha→10.4ha)
		桐生都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	群馬県	平成 17 年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づいた見直し
		桐生都市計画区域区分の変更	群馬県	フレームのみ変更(区域区分の変更なし)
		新里都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	群馬県	平成 17 年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づいた見直し
第 52 回	平成 21 年 8 月 26 日	桐生市都市計画マスタープラン (都市計画に関する基本的な方針)	桐生市	平成 17 年 6 月の桐生市・新里村・黒保根村の合併並びに桐生市新生総合計画が作成されたことを踏まえ、平成 11 年 3 月に定めた桐生市マスタープランを見直すとともに、新たに新里町・黒保根町を加えた
第 53 回	平成 21 年 11 月 24 日	まちづくり交付金事業による都市再生整備計画新宿・広沢地区の事後評価について		まちづくり交付金交付要綱第 8 条(都市再生整備計画の事後評価)の規定により、都市再生整備計画新宿・広沢地区の事後評価を行うもの
		桐生市合流式下水道緊急改善計画について		桐生市合流式下水道緊急改善計画の一部見直し
第 54 回	平成 23 年 11 月 7 日	桐生都市計画公園の変更	桐生市	2・2・15 相生町児童公園(0.12ha→0.42ha)
		桐生都市計画伝統的建造物群保存地区の決定	桐生市	天神町一丁目、本町一・二丁目伝統的建造物群保存地区(約 13.4ha)
		桐生都市計画道路の変更	群馬県	3・4・6 本町線(終点を天神町二丁目→本町三丁目、L=5,120m→2,980m)、 3・4・7 中通り線(終点を天神町二丁目→天神町三丁目、L= 3,020m→3,710m)
		桐生都市計画道路の変更	桐生市	3・5・23 稲荷橋線(起点、L=980m→860m)
		桐生都市計画用途地域の変更	桐生市	3・4・6 本町線の廃止に伴う区域の表示方法の変更
第 55 回	平成 26 年 5 月 20 日	桐生都市計画道路の変更	群馬県	3・5・22 幸橋線 (右折レーンの設置 W=12.0m→14.75m)
		桐生都市計画道路の変更	桐生市	3・4・7 中通り線 (幸橋線交差部の隅切り部分の変更)
第 56 回	平成 27 年 1 月 14 日	東毛広域都市計画圏　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	群馬県	6 つの都市計画区域を東毛広域都市計画圏に位置づけ、平成 22 年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づいた見直し
		桐生都市計画区域区分の変更	群馬県	市街化区域へ 12ha 編入
		桐生都市計画用途地域の変更	桐生市	広沢南公園地区(11.3ha)　無指定→第一種低層住居専用地域・第一種住居地域 堤町二丁目地区(0.5ha)　無指定→第一種住居地域
		桐生都市計画用途地域の変更	桐生市	相生五丁目地区(7.8ha)　第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域→第一種住居地域 広沢神明地区(4.8ha)　第一種低層住居専用地域・第一種住居地域→近隣商業地域
		桐生市合流式下水道緊急改善事業の事後評価について		下水道法施行令の改正に伴う排水施設の構造の技術上の基準等に基づく改善が完了したことによる事後評価
第 57 回	平成 27 年 12 月 22 日	桐生市景観計画(案)について	桐生市	景観行政団体として、景観法に基づく景観計画を策定
		桐生都市計画下水道の変更	桐生市	桐生都市計画桐生公共下水道の排水区域を 12ha 追加

	開催日	議　案	決定権者	概　要
第 58 回	平成 29 年 3 月 21 日	新里都市計画地区計画の決定	桐生市	桐生武井西工業団地地区(約 14.8ha) 武井西工業団地及びその周辺の良好な環境の形成保全のため地区計画を設定
第 59 回	平成 30 年 1 月 24 日	桐生都市計画地区計画の変更	桐生市	桐生駅周辺地区及び新堀地区 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正及び建設省が国土交通省に再編されたことに伴う条項ずれ及び文言の修正
		新里都市計画地区計画の変更	桐生市	建築基準法の改正に伴う条項ずれの修正
第 60 回	平成 30 年 9 月 28 日	桐生都市計画道路の変更	群馬県	3・4・6 本町線 (駅前広場面積　1,784 ㎡→2,507 ㎡)
		桐生都市計画道路の変更	桐生市	3・6・34 富士見ヶ丘線 (車線数　1 車線→2 車線)
第 61 回	平成 31 年 2 月 14 日	桐生市コンパクトシティ計画(立地適正化計画)(案)について	桐生市	桐生市全域を対象に桐生市コンパクトシティ計画を策定し、旧桐生市を対象に立地適正化計画を策定
第 62 回	令和元年 7 月 11 日	桐生都市計画道路網の見直し方針(案)について	桐生市	未整備の都市計画道路について、その役割や機能を再検証
		桐生市都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)の改定案について	桐生市	コンパクトシティ計画及び都市計画道路網の見直し方針の内容を都市計画マスタープランに反映、10 年の経過を踏まえた時点修正
第 63 回	令和 2 年 1 月 21 日	東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の変更	群馬県	土地利用規制の厳格化による「まちのまとまり」の明確化、公共交通の強化・快適化など、広域化している都市の課題に対処するため、引き続き桐生都市計画区域外 5 都市計画区域を一体の生活圏である都市計画圏としてまとめ、都市の将来像と都市計画の基本的な方向性を示す
		桐生都市計画区域区分の変更	群馬県	相生町二丁目山廻地区(地形地物の変更が生じたことから、区域区分の境界を実態に合わせて変更(面積変更なし))
		桐生都市計画用途地域の変更	桐生市	相生町二丁目山廻地区(区域区分の変更に伴う用途地域の変更(面積変更なし))
		桐生都市計画用途地域の変更	桐生市	桐生大橋線沿道地区(10.7ha)第一種住居地域・準工業地域・工業地域→近隣商業地域 相老駅周辺地区(14.3ha)工業地域→第一種住居地域 広沢町一丁目地区(5.8ha)第一種住居地域→準工業地域
		桐生都市計画道路の変更	群馬県	3・6・35 新桐生南線を廃止
		桐生都市計画道路の変更	桐生市	3・4・15 新桐生駅西線、3・5・25 宝珠線、3・6・31 水源前線、3・6・32 桜間線、3・6・33 広神線、3・6・34 富士見ヶ丘線、3・6・37 新桐生北の 7 路線を廃止 3・5・24 桐生川線(L=2,900m→2,050m、車線数未決定→2 車線) 3・4・28 新宿南線(L=2,290m→1,680m、車線数未決定→2 車線)
第 64 回	令和 7 年 8 月 29 日	東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の変更	群馬県	令和 2 年国勢調査及び都市計画基礎調査の結果を踏まえ、群馬県の都市づくりの現状と課題や都市づくりを取り巻く新たな潮流の観点に着目した見直し
		桐生都市計画区域区分の変更	群馬県	フレームのみ変更(区域区分の変更なし)

	開催日	議　案	決定権者	概　要
第 65 回	令和 7 年 12 月 10 日	桐生都市計画土地区画整理事業区域の変更	桐生市	長期にわたり未着手となっていた桐生駅裏土地区画整理事業区域について、新たな事業実施の必要性が低いことから、未施行区域を廃止(114.3ha→19.7ha)
		桐生都市計画下水道の変更	桐生市	下水道未整備区域について、汚水処理手法の見直しを行い、効率的な汚水処理事業の実施のために都市計画排水区域の一部を合併処理浄化槽区域に転換(汚水:3,034ha→2,848ha)

※()は県都市計画審議会の開催日